

法務省所管事業（債権管理回収・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）に関する意見募集について

令和 5 年 8 月
法務省大臣官房司法法制部

1 意見募集の目的

法務省では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、法務省所管事業（債権管理回収・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 28 年法務省告示第 586 号。以下「対応指針」という。）を定めています。この度、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を改正内容とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）の令和 6 年 4 月施行に向け、令和 5 年 3 月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）に即して、対応指針の改定案を取りまとめました。つきましては、対応指針を改定する上での参考とするため、以下の要領により御意見を募集します。

2 意見募集対象

法務省所管事業（債権管理回収・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）

3 資料の入手方法

電子政府の総合窓口 e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp/>)において掲載

4 意見提出期間

令和 5 年 8 月 17 日（木）から令和 5 年 9 月 15 日（金）まで

5 意見提出方法

御意見は、理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

(1) インターネット(電子政府の総合窓口(e-Gov)意見提出フォーム)

※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送の場合(締切日当日消印有効)

〒100 - 8977

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

パブリックコメント担当 宛

(3) ファクシミリの場合(締切日必着)

FAX 番号 : 03 - 3592 - 7766

法務省大臣官房司法法制部審査監督課 宛

6 注意事項

(1) 提出いただく御意見は、日本語に限ります。

(2) 御意見を提出いただく場合は、以下の事項を記載願います(様式任意)。

ア 件名 : 「法務省所管事業(債権管理回収・認証紛争解決事業)分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(改定案)に関する意見」

イ 所属等

ウ 氏名(法人の場合は、法人名及び連絡担当者名)

エ 住所

オ 連絡先

カ 意見(理由も含め 1,000 文字以内)

(3) 郵送の場合、封筒表面に「法務省所管事業(債権管理回収・認証紛争解決事業)分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(改定案)に関する意見」と朱書きしてください。

(4) 御意見に対し、個別の回答は行いません。

(5) 御意見は、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(6) 個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。

(7) 5に記載の「意見提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

メールアドレス taio_shishin_svadr×i.moj.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「×」と表示しております。送信の際には、「×」を「@」（半角）に変更してください。

※メールにて御意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接御意見等を入力してください（ファイル添付によるトラブル防止のため）。